

令和５年度 公文書開示状況（令和５年９月決定分）

保健医療局

表の見方

＜決定区分＞について

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「１」と表記しています。

＜（根拠規定）条例７条＞について

- ・一部開示、不開示及び存否応答拒否について、東京都情報公開条例第７条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「１」と表記しています。
- ・各号に定める非開示事項は以下のとおりです。

７条１号 法令秘情報

７条２号 個人情報

７条３号 事業活動情報

７条４号 犯罪の予防・捜査等情報

７条５号 審議、検討又は協議に関する情報

７条６号 行政運営情報

７条７号 任意提供情報

７条８号 特定個人情報

７条９号 死者の個人番号

＜公文書の件名＞について

- ・特定の個人名、法人名及びそれらの特定に結びつく可能性のある情報は、〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

＜公文書の総枚数＞について

- ・CD-R等に複写し交付している場合や、文書不存在等により公文書を交付していない場合は、総枚数欄が空欄になります。

令和5年度 公文書開示（9月決定分）保健医療局

[illegible]

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				（根拠規定）条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
31	R5. 9. 4	R5. 9. 15	診療所台帳及び歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所及び多摩府中保健所）（令和 5 年 8 月 1 日から同月 3 1 日までに、廃止の届出を受けた施設 診療所台帳、歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所及び多摩府中保健所）（令和 5 年 8 月 1 日から同月 3 1 日までに、開設の届出を受けている施設		1														保健医療局 保健政策部 保健政策課
32	R5. 9. 4	R5. 9. 15	薬局台帳、店舗販売業台帳、医薬品卸売販売業台帳及び高度管理医療機器等販売業・貸与業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健 所）（令和 5 年 8 月 1 日から同月 3 1 日までに、廃止届を受理している施設 薬局台帳、店舗販売業台帳、医薬品卸売販売業台帳及び高度管理医療機器等販売業・貸与業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所及び多摩府中保健所）（令和 5 年 8 月 1 日から同月 3 1 日までに、新規に開設を許可している施設		1														保健医療局 保健政策部 保健政策課
33	R5. 9. 4	R5. 9. 15	西多摩保健所管内の青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町における施術所台帳（あはき、柔道整復）（令和 4 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 3 1 日までに新規に開設 の届出をした施設（ただし、廃業を除く個人事業のみ）の①名称、②開設者、③所在地、④電話番号、⑤業種に限る。） （ただし、上記期間内に新規施設が存在した場合に限る。）	1	1													-	保健医療局西 多摩保健所企 画調整課保健 医療担当
34	R5. 9. 12	R5. 9. 19	理容所台帳、美容所台帳（清瀬市及び西東京市において、令和 5 年 8 月 8 日から令和 5 年 9 月 1 2 日までに新規に営業を確認した施設に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番 号、④営業者名、⑤確認年月日、⑥法人代表者名）	2	1														保健医療局多 摩小平保健所 企画調整課
35	R5. 9. 14	R5. 9. 21	診療所台帳（多摩府中保健所管内において、令和5年9月14日現在までに届出がある施設（ただし、廃業は除く。）に係る①施設名称（正式名称）、②施設所在地、③施設電話番号、④ 開設者、⑤診療科目及び⑥開設年月日に限る。）		1														保健医療局多 摩府中保健所 企画調整課
36	R5. 9. 9	R5. 9. 22	5 府保企第〇〇号に係る公益通報を行った際の報告請求に関する資料一式 1. 調査方法（文書、電話、立入り）、調査内容、調査結果。 2. 上記の〇〇の対応担当者、役職名。 3. 行政処分内容、是正内容、指導内容およびその方法（文書、電話、立ち入り）。 4. これらの処分の結果、どのように現状が是正され、その確認をどのように行っているか。						1		1							当該公文書の存否を明らかにすることにより、特定の事 業者に対して公益通報がなされているか否かが明らかにな り、事業者の事業運営上の地位その他社会的な地位が 損なわれるため （条例第 7 条第 3 号に該当）	保健医療局多 摩府中保健所 企画調整課
37	R5. 9. 11	R5. 9. 25	食品関係営業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所）（令和 5 年 9 月 5 日現在、営業の許可又は届出を受けている 施設			1					1				1			これを公開することで施設を運営する法人の競争上又は 事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認 められ、東京都情報公開条例第7条第3号に該当する。ま た、これを公開することで行政運営に支障を及ぼすおそ れがある施設が含まれており、このことが東京都情報公 開条例第 7 条第 6 号に該当するため。	保健医療局 保健政策部 保健政策課
38	R5. 9. 14	R5. 9. 25	卸売販売業台帳（多摩府中保健所管内の府中市において、令和5年9月14日現在までに営業の許可を受けた施設（ただし廃業は除く）に係る①施設名称（正式名称）、②施設所在地、③ 施設電話番号、④開設者、⑤許可番号、⑥初回許可年月日、⑦許可年月日及び⑧許可満了日）		1														保健医療局多 摩府中保健所 企画調整課
39	R5. 9. 12	R5. 9. 26	南多摩保健所管内の診療所台帳のうち、指定する施設の施設名称、施設所在地及び廃院年月日					1										当該文書を現に保有しておらず、存在しない	保健医療局南 多摩保健所企 画調整課
40	R5. 8. 22	R5. 9. 5	医療法人〇〇の定款	6	1							1						対象部分は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は 捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩 序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるた め、東京都情報公開条例第7条第4号に該当する。	保健医療局医 療政策部医療 安全課
41	R5. 8. 23	R5. 9. 5	医療法人〇〇の定款		1							1						対象部分は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又 は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩 序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるた め、東京都情報公開条例第7条第4号に該当する。	保健医療局医 療政策部医療 安全課
42	R5. 8. 25	R5. 9. 8	医療法人〇〇（ 4 法人分）の直近 3 年分の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの		1														保健医療局医 療政策部医療 安全課
43	R5. 8. 30	R5. 9. 8	医療法人〇〇（ 1 0 法人分）の直近 3 年分の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの		1														保健医療局医 療政策部医療 安全課
44	R5. 8. 30	R5. 9. 8	医療法人〇〇の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの					1										対象の公文書が提出されておらず、存在しないため	保健医療局医 療政策部医療 安全課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
45	R5. 8. 31	R5. 9. 8	医療法人〇〇の直近３年分の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの		1														保健医療局医 療政策部医療 安全課
46	R5. 9. 1	R5. 9. 8	東京都所管医療法人の令和４年度収受及び令和５年度収受の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの		1														保健医療局医 療政策部医療 安全課
47	R5. 8. 28	R5. 9. 11	医療法人〇〇の設立時定款	7	1							1						対象部分は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、東京都情報公開条例第7条第4号に該当する。	保健医療局医 療政策部医療 安全課
48	R5. 8. 28	R5. 9. 13	令和５年８月設立認可の東京都所管医療法人名簿		1														保健医療局医 療政策部医療 安全課
49	R5. 9. 1	R5. 9. 13	令和５年８月設立認可の東京都所管医療法人名簿		1														保健医療局医 療政策部医療 安全課
50	R5. 9. 1	R5. 9. 13	令和５年８月設立認可の東京都所管医療法人名簿	3	1														保健医療局医 療政策部医療 安全課
51	R5. 9. 4	R5. 9. 13	医療法人〇〇の令和２年度の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの	6	1														保健医療局医 療政策部医療 安全課
52	R5. 9. 4	R5. 9. 13	医療法人〇〇の令和３年度の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの					1										対象の公文書が提出されておらず、存在しないため	保健医療局医 療政策部医療 安全課
53	R5. 9. 4	R5. 9. 13	医療法人〇〇の令和４年度の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの					1										対象の公文書が提出されておらず、存在しないため	保健医療局医 療政策部医療 安全課
54	R5. 9. 4	R5. 9. 20	医療法人〇〇の直近３年分の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの	18	1														保健医療局医 療政策部医療 安全課
55	R5. 9. 4	R5. 9. 20	医療法人〇〇の定款	5	1														保健医療局医 療政策部医療 安全課
56	R5. 9. 6	R5. 9. 20	医療法人〇〇の定款	9	1														保健医療局医 療政策部医療 安全課
57	R5. 9. 11	R5. 9. 21	医療法人〇〇の令和２年度の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの	6	1														保健医療局医 療政策部医療 安全課
58	R5. 9. 11	R5. 9. 21	東京都所管医療法人の平成３０年度収受～令和５年度収受の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの 医療法人〇〇の令和３年度の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの		1														保健医療局医 療政策部医療 安全課
59	R5. 9. 11	R5. 9. 21	医療法人〇〇の令和２年度の附帯業務記載ページ					1										対象の公文書が提出されておらず、存在しないため	保健医療局医 療政策部医療 安全課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				（根拠規定）条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
60	R5. 9. 15	R5. 9. 21	東京都所管医療法人の令和 4 年度収受の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの		1														保健医療局医 療政策部医療 安全課
61	R5. 9. 19	R5. 9. 21	医療法人〇〇の定款	9	1														保健医療局医 療政策部医療 安全課
62	R5. 9. 19	R5. 9. 21	医療法人〇〇の令和 3 年度の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供する次のもの 事業報告書 財産目録 貸借対照表 損益計算書	4	1														保健医療局医 療政策部医療 安全課
63	R5. 9. 20	R5. 9. 28	医療法人〇〇（ 2 3 3 法人分）の直近分の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの		1														保健医療局医 療政策部医療 安全課
64	R5. 9. 20	R5. 9. 28	医療法人〇〇（ 4 法人分）の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの					1										対象の公文書が提出されておらず、存在しないため	保健医療局医 療政策部医療 安全課
65	R5. 9. 25	R5. 9. 28	東京都所管医療法人の令和 3 年度収受～令和 5 年度収受の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの		1														保健医療局医 療政策部医療 安全課
66	R5. 9. 25	R5. 9. 28	東京都所管医療法人の令和 3 年度収受～令和 5 年度収受の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの		1														保健医療局医 療政策部医療 安全課
67	R5. 8. 22	R5. 9. 15	健康被害救済過去の処理状況一覧	14	1					1								（東京都情報公開条例 第 7 条第 2 号） 特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利を害する恐れがあるため。 また、区市町村名、区市町村起案番号、区長名、接種詳細情報は開示することにより、被接種者が特定される恐れがあるため。	保健医療局感 染症対策部医 療体制整備第 二課
68	R4. 9. 16	R5. 9. 27	PCR等検査無料化事業における、実施計画書一切（2022年9月16日現在で存在するもの）	773	1					1	1	1						（ 7 条 2 号） 個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであるため （ 7 条 3 号） 事業者に係る内部管理情報であり、公にすることにより、事業者の検査能力が広く知られることとなり、当該事業者に対し競争上又は事業運営上不利を及ぼす恐れがあるため （ 7 条 4 号） 公にすることにより、犯罪予防に支障を及ぼす恐れがあるため	感染症対策部 医療体制整備 第二課
69	R4. 9. 16	R5. 9. 27	PCR等検査無料化事業における、「週次の受検者・陽性者の報告」文書一切（2022年9月16日時点で存在するもの）	1028	1					1								（ 7 条 3 号） 事業者に係る内部管理情報であり、公にすることにより、事業者の検査能力が広く知られることとなり、当該事業者に対し競争上又は事業運営上不利を及ぼす恐れがあるため	感染症対策部 医療体制整備 第二課